１　非観血的　340点
２　観血的　13,820点
Ｋ９０６　子宮頸管縫縮術
１　マクドナルド法　1,680点
２　シロッカー法又はラッシュ法　3,090点
３　縫縮解除術（チューブ抜去術）　1,500点
Ｋ９０７　胎児外回転術　670点
Ｋ９０８　胎児内（双合）回転術　1,190点
Ｋ９０９　流産手術
１　妊娠11週までの場合　2,000点
２　妊娠11週を超え妊娠21週までの場合　5,110点
Ｋ９０９－２　子宮内容除去術（不全流産）　1,980点
Ｋ９１０　削除
Ｋ９１０－２　内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術　40,000点
Ｋ９１０－３　胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）　11,880点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ９１１　胞状奇胎除去術　4,120点
Ｋ９１２　子宮外妊娠手術
１　開腹によるもの　14,110点
２　腹腔鏡によるもの　22,950点
Ｋ９１３　新生児仮死蘇生術
１　仮死第１度のもの　840点
２　仮死第２度のもの　2,700点
（その他）
Ｋ９１３－２　性腺摘出術
１　開腹によるもの　6,280点
２　腹腔鏡によるもの　18,590点
第12款　削除
第13款　臓器提供管理料
区分
Ｋ９１４　脳死臓器提供管理料　20,000点
注　臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。
Ｋ９１５　生体臓器提供管理料　5,000点
第２節　輸血料
区分
Ｋ９２０　輸血
１　自家採血輸血（200mＬごとに）
イ　１回目　750点
ロ　２回目以降　650点
２　保存血液輸血（200mＬごとに）
イ　１回目　450点
ロ　２回目以降　350点
３　自己血貯血
イ　６歳以上の患者の場合（200mＬごとに）
⑴　液状保存の場合　250点
⑵　凍結保存の場合　500点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mＬごとに）
⑴　液状保存の場合　250点
⑵　凍結保存の場合　500点
４　自己血輸血
イ　６歳以上の患者の場合（200mＬごとに）
⑴　液状保存の場合　750点
⑵　凍結保存の場合　1,500点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mＬごとに）
⑴　液状保存の場合　750点
⑵　凍結保存の場合　1,500点
５　希釈式自己血輸血
イ　６歳以上の患者の場合（200mＬごとに）　1,000点
ロ　６歳未満の患者の場合（体重１kgにつき４mＬごとに）　1,000点
６　交換輸血（１回につき）　5,250点
注１　輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。
２　自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。
３　骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号Ｄ４０４に掲げる骨髄穿刺又は区分番号Ｋ６０６に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。
４　輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第４節に掲げる所定点数を加算する。
５　輸血に伴って行った患者の血液型検査（ＡＢＯ式及びＲh式）の費用として48点を所定点数に加算する。
６　不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず１月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、１週間に１回を限度として、197点を所定点数に加算する。
７　ＨＬＡ型適合血小板輸血に伴って行ったＨＬＡ型クラスⅠ（Ａ、Ｂ、Ｃ）又はクラスⅡ（ＤＲ、ＤＱ、ＤＰ）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。
８　輸血に伴って、血液交叉試験又は間接クームス検査を行った場合は、１回につき30点又は34点をそれぞれ加算する。
９　６歳未満の乳幼児の場合は、26点を所定点数に加算する。
10　輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
11　輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
12　血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。
Ｋ９２０－２　輸血管理料
１　輸血管理料Ⅰ　220点
２　輸血管理料Ⅱ　110点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月１回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、１においては120点、２においては60点を加算する。
３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自